

特定建設工事共同企業体（特定JV）の取扱いについて

～政府調達協定基準額以上10億円未満の専門工事～

当局が発注する建設工事において、管工事、電気工事又は電気通信工事で政府調達協定基準額以上10億円未満のものについては、令和5年度以降、以下の措置概要に記載のとおり、特定JVの代表者及び代表者以外の構成員に求める要件を緩和することとしましたので、お知らせします。

（対象工事）

政府調達協定基準額以上10億円未満の管工事、電気工事又は電気通信工事のうち、当該工事の確実かつ円滑な施工を図る必要がある工事等

（措置概要）

○構成員に求める要件を次のとおりとします。

・特定JVの代表者

経営事項評価数値：1,100 点以上（Aランク） → 870 点以上（Aランク）

・その他の構成員

総合審査数値：1,100 点以上（Aランク） → 870 点以上（Aランク）

適用時期

令和5年 12 月以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「競争参加者の資格に関する公示」をご覧ください。